

令和2年9月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和2年9月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和2年9月30日（水）午後1時29分から午後4時34分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 21人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
13番	田中 悦郎	14番	柳澤 元吉
15番	長谷川直史	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	21番	波多腰哲郎
22番	三村 晴夫	23番	塩野崎道子
26番	堀口 崇		

4 欠席農業委員 4人

10番	岩垂 治	12番	塩原 忠
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎

5 出席推進委員 4人

推2番	浅倉 啓雄	推5番	太田 辰男
推12番	堀内 俊男	推14番	丸山 寛実

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第74号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第75号～第78号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第79号～第82号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第83号～第97号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第98号、第99号）

(2) 報告事項

- ア 現況照明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

- 令和2年度松本市農業施策に関する意見書の決定について……………（議案第100号）

(2) 協議事項

- ア 松本市土地利用型経営規模拡大奨励金の見直しについて
- イ 令和2年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- ウ 令和2年度全国農業新聞の普及推進について
- エ 令和2年7月豪雨災害義援金募集活動への協力について
- オ 次期体制準備委員会の検討結果と今後の予定について

(3) 報告事項

- ア 人・農地プラン実質化に向けた今後の取組みについて
- イ 令和2年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- ウ 令和2年度第2回青年等就農計画の審査結果について
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 事	藤井 勇太
		〃	主 事	保科 黄
		〃	主 事	大島のぞみ
		〃	事務員	増澤 千尋
	農政課		係長	東山 睦子
	〃		主任	羽入田未咲
	〃		主任	川嶋 遥
	〃		主 事	宇治 樹
	西部農林課		主 査	辻 茂希
	松本農業農村支援センター		課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 6番 金子 文彦 委員
- 8番 河西 穂高 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいり

ます。

初めに、議案第74号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

別件の総会資料、お手元にご準備をください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

増澤事務員。

増澤事務員

農業委員会事務局の増澤でございます。

今月の新規就農者についてご説明させていただきます。

座って失礼いたします。

今月の新規就農者ですけれども、3名いらっしゃいます。

まず、1番の〇〇さんです。住所地、農地所在地ともに中山、1筆、1, 337平米を借入れ予定、就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は野菜です。農業従事者は2人で、本人と息子さんと伺っております。出荷先は〇〇〇〇〇〇を予定しています。出荷量は1トン、出荷額は100万円を見込んでいらっしゃいます。中山で10年間野菜を栽培した経験があります。通作距離は1.5キロ、車での移動を予定されています。今後、現状維持を予定しています。議案1ページ、3番に該当いたします。署名は小林農業委員と太田推進委員にいただいています。

2番ですけれども、〇〇さんという方で、住所地、農地所在地ともに中山です。1筆、1, 072平米のうち800平米借入れ予定です。就農目的な自家消費を中心とした農業で、栽培予定は花豆、落花生などです。農業従事者は本人のみで、議案1ページ、4番に該当いたします。署名は小林農業委員と太田推進委員にいただいています。

3番ですけれども、〇〇さんとおっしゃいまして、住所地は山形村、農地所在地は今井と波田です。5筆、9, 378平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は野菜を予定しています。農業従事者は4名で、本人夫婦とその父母と聞いております。出荷先は〇〇などで、出荷額は2, 500万円を見込んでいらっしゃいます。山形村で17年間スイカ、長芋、ゴボウを栽培した経験があります。通作距離は5キロで、車での移動を予定されています。今後は規模拡大を予定していらっしゃいます。議案1ページ、11番と2ページ、27番に該当いたします。署名は田中農業委員と森田推進委員にいただいています。

1点資料の訂正をさせていただきます。

表紙裏面の参考資料の3番の〇〇さんのところなんですけれども、経営規模「9.3アール」とありますが、9, 378平米ですので、「93.7」の誤りです。申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

今月の新規就農者の説明は以上です。

議 長

ただいまの新規就農者の説明に対しまして地元委員からの補足説明をお願いいたしますということでもあります。

この1番、2番とも中山でございまして、2人とも棚峯団地にお住まいでございまして。

〇〇さんは、例のプチ農業と言いまして、棚峯団地の横で私どもそば振興会が2反歩ちょっとのところまで皆さんに農業というか、畑でいろいろなものを作っていたいであります。大変〇〇さんも熱心にここでやっただきまして、本当に皆さんそれぞれきれいに野菜、あるいはまたいろいろなものを作っておりますが、その延長として、今回、埴原の西という地域であります。そこで息子さんと一緒にもうちょっと広げてやっていきたいということでございまして、お認めをいたしました。

それから、〇〇さんも棚峯団地にお住まいでありまして、中学の理科の先生をされておまして、大変中山の景観が非常に気に入っているというようにございまして、この借りる農地も、本当に私のところからちょっと南のところではあります。中山でも一番高いところの農地でございまして、水田を借りていろいろな農業をやりたいというようなことでございまして、特に標高が高いものですから、それを利用した形での農業をやりたいということでありますので、お認めをいたしました。

続いて、3番であります。〇〇さんについて、田中代理。

田中農業委員

〇〇さんなんですが、山形でスイカ、長芋、ゴボウを大規模に親子4名で栽培されていらっしゃる方で、相対でずっと賃借されていたわけですが、今度は新規就農という形の中で正式な契約を結ぶという方ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課）

お世話になっております。農政課の羽入田です。
着座にて失礼いたします。
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入らせていただきます。
別冊資料の1ページ目をご覧ください。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第74号になります。
合計のみ申し上げますので、7ページをご覧ください。
合計、一般、筆数62筆、貸付け28人、借入れ22人、面積7万4,544平米。
経営移譲、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積4,638平米。
所有権の移転、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、面積928平米。
中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数40筆、貸付け24人、借入れ1人、面積5万9,477平米。
中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数40筆、貸付け1人、借入れ14人、面積5万9,477平米。
合計、筆数147筆、貸付け57人、借入れ41人、面積19万9,06

4 平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数 6 7 筆、面積 9 万 6 9 9 平米、集積率は 6 7 . 6 8 % です。

議案第 7 4 号は以上になります。

議長 ただいま説明がありました。農業委員、それから推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
以降、議案の採決におきましては、農業委員を対象に伺います。
議案第 7 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたしました。ありがとうございました。

続きまして、議案第 7 5 号から 7 8 号の農地法第 3 条の規定による許可申請許可の件、4 件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 お世話になっております。農業委員会事務局の保科です。

着座にて失礼させていただきます。

それでは、総会資料 1 ページをご覧ください。

議案第 7 5 号、笹賀〇〇〇、現況地目ともに畑、5 2 4 平米を経営規模拡大のため、売買により〇〇さんへ所有権を移転するものです。

議案第 7 6 号、七嵐〇〇〇、現況地目ともに畑、2 0 5 平米を農地保全のため、〇〇さんへ売買により所有権を移転するものです。

議案第 7 7 号、会田〇〇〇〇-〇、現況地目ともに畑、8 3 平米を経営規模拡大のため、〇〇さんへ売買により所有権を移転するものです。

議案第 7 8 号、梓川上野〇〇〇〇-〇、現況地目ともに畑、1, 0 5 9 平米を農業経営規模拡大・農地保全のため、〇〇さんへ贈与により所有権を移転するものです。

以上 4 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 次に、地元の委員の意見を議案第 7 5 号から順にお願いをいたします。
まず初めに、7 5 号であります。笹賀であります。今日はおりませんので、事務局からお願いします。

保科主事

分かりました。

岩垂農業委員から、今日欠席ということで、代読文を頂いておりますので、読み上げます。

現地は、〇〇〇〇〇〇から東に向かい、〇〇〇〇〇〇を横断したところの〇〇〇〇の集落の中です。周辺の道路はあまり広くなく、対向車が来た場合には、軽自動車でも気を使うような状況です。面積は500平米ほどありますが、現況では背の高い草が生えていて、管理に課題があると思われる。所有権の変更により状況が改善すると思われるので、妥当なものであると判断してきましたというふうに伺っております。

議 長

続いて、76番であります、七嵐、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員

それでは、76、77、2つ報告をいたします。

まず、七嵐の〇〇〇番地でありますけれども、〇〇さんという方が原のほうに引っ越されて、〇〇〇〇〇さんの近くの畑を〇〇さんが保全管理のために整備するというものでございます。特に問題はないです。

続きまして、会田〇〇〇〇ー〇でありますけれども、養鶏を相当している〇〇〇〇さんが自分ちの自宅の近くの畑を、83平米でありますけれども、管理して、家庭用菜園ということで計画をしているようでございます。特に問題はありません。

以上です。

議 長

続いて、78番、梓川上野であります、丸山委員さん、お願いします。

丸山（寛）推進委員

今回の申請地は、〇〇さんの分家の農地を今から14年前ですが、〇〇さんが相続をしましたが、〇〇さんが今現在、80で高齢のため、農業をできないということで、農地の保全、経営規模拡大のために〇〇〇〇さんに贈与されたというのが申請の理由になります。

申請地の面積は1,059平米です。〇〇さんの現在、作付面積ですが、樹園地、リンゴですが、5,159平米です。それで、所有する農機具ですが、SS、それから高所作業車を、これ、リースということになっています。それから、農作業暦は35年です。労働力は奥さんと本人、それにあと息子さんが勤めてはいるんですが、うちの仕事も手伝ってということになっています。農作業に従事する今の関連します日数ですが、3人とも年間150日以上仕事をしております。権利取得後の経営面積ですが、6,218平米ということで、下限面積要件、梓川だと5,000平方メートル以上ですので、それも満たすということでもありますので、所有権の移転には何ら問題はないと思われれます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、全体を通してご意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようですので、農地法第3条の規定による案件、4件についてを一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第75号から78号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。

続きまして、議案第79号から82号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、4件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

藤井主事。

藤井主事

農業委員会事務局の藤井です。

着座にて説明をさせていただきます。

議案書2ページをご覧ください。

初めに、議案第79号、島内〇〇〇〇-〇外4筆、計5筆、現況地目、田、1, 107. 87平米を和田にお住まいの〇〇さんが太陽光発電施設として転用をする計画です。

こちらの案件につきましては、平成11年10月18日付で美容院、食堂を目的とした農振除外済みの白地農地であります。農振法では、一度農振除外をした土地は、当初の計画を変更したとしても、農振法上の手続は必要ないとされておりますが、松本市では農振除外時と計画を変更する場合には、計画変更の手続をお願いをしており、6月の農業委員会の定例総会でも皆様からご意見をいただいたところでもあります。その後、松本市農業振興地域整備促進等協議会の本会議の場において協議の結果、「再検討をお願いする」と集約されました。その結果を受け、申請者も再検討をしたところですが、太陽光発電施設以外の活用方法が考えられず、このたびの申請となったものです。

なお、農地区分は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から500メートル以内の第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第80号、中山〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、57平米を中山にお住まいの〇〇さんが駐車場として転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第81号、入山辺〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、162

平米に入山辺にお住まいの〇〇さんが駐車場として転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第82号、入山辺〇〇〇〇-〇、現況地目、通路、53平米に入山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが通路として転用をするものです。申請地は既にコンクリートで舗装され、農地とは認識せずに使用していたものです。追認であることにつきましては、当時、転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、また顛末書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

すみません、ここで資料の訂正をお願いしたいと思います。議案第81号の入山辺の案件ですが、一番右の備考のところに「第1種農地」と書いてありますが、すみません、先ほどご説明をさせていただいたとおり、「第2種農地」になりますので、修正をお願いいたします。

以上、これらの案件につきまして、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いいたします。

議 長

続きまして、この議案それぞれについてをお願いしたいわけではありますが、79号、これは島内にありますので、島内、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員

この件につきましては、前回、農振の軽微変更の関係のときにもいろいろ申し上げましたが、言ってみれば、ちょっと非常に普通の農地とすれば、いろいろな紆余曲折を経て現在に至っていると。もともとの所有者は〇〇〇〇さんという方なんです、その方が登記上で見ると、これは平成13年、15年ですかね。実際に昭和63年のときに、63年、そうですね。ごめんなさい。失礼しました。

〇〇〇〇さんは現在の所有者の〇〇さんからお金を借りていて、そのためにいわゆる所有権移転の請求の仮登記がついておるものでございますが、その経過の中で、平成11年に農振の除外ということで、美容院、食堂、これは第三者の方にやっていただくということで申請をして、認可されたものでございますが、その後、この〇〇さんが農地法の3条、いわゆる和田からこちらの島内まで通って農業をやるよということで、この農地を取得したものでございます。そういった中で、実際にはあまり手を入れてなくて、近所の方に実際は耕作をお願いしていたというようなこともございます。

そんなことで、一番最初の3条で取得した目的は、実質的には達成されていないということでございますが、それで今回、農振の目的変更をし、太陽光の発電ということで第4条の申請が出てきたわけですが、隣接する、直接この農地に隣接する方は問題ないということでございますが、離れたところのその隣の農地の方々はあまり好ましくないなど。

もう一つ大きいのは、この申請地の北側の、道路を挟んだ北側の家があり

ますが、その住民、それから西側にも家がありますが、その住民からは反対というようなことでお話があり、説明会、都合2回やっておりますが、結論を得るための説明会ではなくて、説明をいただいて、それに対して意見を言い合うということで、その中では、できるだけいいようにしますというようなお返事でしたが、実際にそのとおり実施されるかどうかというのは、ちょっと実際のところは許可後だと。

ここの土地は、いわゆる多面的機能支払いの事業地の受益範囲内でございまして、いわゆる自然を生かした農業、農住地帯ということで、近くにワサビ田もありますし、ここは地下水も高いということで、工事の上でもまた問題もあるだろうし、それから暗渠排水を実施をして、戦後ですね。暗渠排水を実施しておりますが、その暗渠排水が壊されたりすると困るよというようないろいろ問題点があります。

法的にどうこうということではございませんが、経過として、あまり好ましくないというのが私のほうの意見でございます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、現地調査をしていただきました青木さん、堀口さん。

青木農業委員

青木のほうからお答えいたします。

今、河野委員からお話がありましたんですが、私のほうは太陽光の関係の部分だけでお話をさせていただきますと、写真のところの周りがずっと田んぼに見えますが、今お話があったように、この田んぼの下のほうのところに道路がありまして、それが北側なんです、その前に1軒お宅があって、その右側のところにもう1軒お宅があるんですけども、道路はどちらかという農道みたいなような道路でございますので、太陽光としては、取りあえず設置されても問題ないという感じでは見ましたんですが、南のほうから太陽が入ってきますんで、西側のお宅、場合によったら、冬場になると、もしかすると少し影響があるかなというようなちょっと個人的な見方をちょっとしたんですが、それから暗渠が入っておりますんで、工事のときに壊されると、確におっしゃるような問題がありそうなんです、ちょうど右側の町道下の辺りのところ右側の上のほうから川が来て、その北のところにも川がずっと入っているんです。川がちょっと写ってないんですが、川があります。そこの暗渠から抜けるようになっておりますから、取りあえず工事の、先ほどの河野さんの話じゃないんですが、工事のときに壊さないようにやっていただければ、特に問題がないんじゃないかという形で全体的には見ております。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

前日も皆様にお願いしたわけでありますが、議案第79号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[少数挙手]

議長

賛成が7名、否とする人が8人ございまして、私ども農業委員会といたしましては、この79号につきましては、同意しかねるということで集約をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

私ども、そういう形で集約したわけでありますが、このことにつきましては、県に上げまして、県で最終的に判断をしていただくと。許可権者は県でございますので、そういった形になると思います。

続きまして、80番、中山であります。私ですが、〇〇さんでございますが、今年、遊休荒廃地を自ら解消して、立派なスイカを作ったりしております。ここもそういった形の中で許可していただければと思うのでございます。

現地確認をしていただきました青木委員さん。

青木農業委員

写真のところの右側のところにはかかっておりますけれども、全体的に既に見たところ駐車場としても問題なさそうです。ここ、家庭菜園として少し使っていたようではございますけれども、周りにも影響しませんし、問題ないと判断しております。

以上です。

議長

本件についてほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案80号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ということでありますので、議案80号は原案のとおり承認することといたします。

続きまして、81号でございますが、入山辺であります。百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員

28日に朝倉さんと一緒に確認してきましたけれども、場所は〇〇〇〇〇の南側50メートルくらいのところですけども、写真を見てもらうと、右側のところがちょっと段差になっています。1.5メートルくらい段差になって、その上に今まで車5台ぐらいを数珠つなぎみたいに寄せていたんですけども、用があるたんびに出し入れをしていたということだそうです。ちょっとそのたび出し入れしていれば、車も落ちる可能性もあるものですから、運転ミスで。ちょうどここを駐車場にすれば、2台入れて、また周りには、隣、住宅地の中ですので、影響はないと思うので、よろしくをお願いします。

議 長

現地確認をしていただきました青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

青木からご説明いたします。

この図のところの今お話があったように段差になっていて、右側のところに現駐車場があって、そこにおうちがあるんですが、その下のほうのところが道路になっておりまして、全体的にここを駐車場という形で利用されて、周りのほうに影響するようところがございませんので、問題なしと判断しました。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。波多腰委員。

波多腰農業委員

たまたまこれ見ていたら、同じ人のやつが87にもあったので、この通路とこれとは、今の81と87、これ、つながっているわけですか。

議 長

百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員

多分、この〇〇さんがこれ、駐車場にするために申請に出したら、農地を確認したら、下の通路も〇〇さんの農地が一部かかっていたということで、今までその奥にも1軒〇〇さんといううちがあるんですけども、そのうちの通路がもう大正の頃からずっと使われていたんですけども、申請をしたら、登記上、今まで通路になっていたところも〇〇さんの、〇〇さんの農地だということが分かったということだと思います。そのために、87のほうで〇〇さんのほうから譲渡というか、してもらって、今までの通路として認めてもらいたいということだと思います。

議 長

今、波多腰さんのほうからあったわけではありますが、87とこの81と、また後で5条のときにやりますが、リンクしておりますので、お願いしたいと思います。

いいですね、百瀬さん、そういうことで。

百瀬農業委員 ええ。

議長 ほかにどうですか。ご質問ありますか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

議案第81号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、議案81号は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、82号、入山辺であります。百瀬さん、お願いします。

百瀬農業委員 これ、〇〇〇〇〇の前になりますけれども、家を新築するために申請とか出したところ、今まで通路になっていたところが農地だったということで、もう大正の頃からこれ、通路として使っていたもんですから、ここしか入るところもないし、横も人の土地だし、下も人の土地だもんですから、ここしかないということなもんですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 現地確認をしていただいた青木さん、お願いします。

青木農業委員 今お話しされたとおりでございまして、もう全くはたから見ると、全然問題もないように見てまいりました。申請されてなかったということだけだと思ひますんで、よろしくお願ひします。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願ひをいたします。

[質問、意見なし]

議長 質問がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案82号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、議案第83号から97号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、15件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いをいたします。

大島主事。

大島主事

それでは、農地法第5条の規定による許可申請承認の件について説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

初めに、議案第83号、島内〇〇〇〇、現況地目、田、3,182平米外2筆、合計6,798平米を島内の〇〇〇〇〇〇が砂利採取を行うため、一時転用をする計画です。農地区分は農振農用地ではありませんが、一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第84号、島立〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、85平米に島内にお住まいの〇〇さんが一般住宅の進入路を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第85号、今井〇〇〇-〇、登記地目、田、現況、道路、39平米に今井の〇〇さんが道路として転用する計画です。申請地は既にコンクリートが敷いてあり、道路として使用しておりまして、農地とは認識せずに使用していたとのことです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、また顛末書も添付されているため、やむを得ないものと考えております。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第86号、寿豊丘〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、330平米に寿豊丘にお住まいの〇〇さんが駐車場を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第87号、入山辺〇〇〇〇-〇、登記地目、畑、現況、通路、65平米に入山辺の〇〇さんが通路として転用をする計画です。先ほど議案81号のときにもお話があったかと思いますが、こちらリンクしておりまして、4条の際、駐車場として転用する際に一部が通路として使われていたということで、分筆をして、それぞれ4条、5条での申請となっております。申請地は、写真であるとおり、既にコンクリートを敷いておりまして、通路として使用しており、農地とは認識せずに使用していたものになります。追認であることにつきましても、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、顛末書も添付されているため、やむを得ないと考えております。農地区分は第1種農地にはなりますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、4ページに入ります。

議案第88号、五常〇〇〇〇-〇、登記地目、田、現況、畑、686平米

のうち238.5平米に五常の〇〇〇〇が護岸工事で使用する進入路を拡張するために一時転用をする計画です。農地区分は農振農用地ではありませんが、一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第89号、中川〇〇〇〇、現況地目、畑、1,471平米に神奈川県藤沢市にあります〇〇〇〇〇〇〇が太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第90号、中川〇〇〇〇、現況地目、畑、952平米外1筆、合計1,269平米に神奈川県横浜市の〇〇さんという方が太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第91号、中川〇〇〇〇、現況地目、畑、1,338平米外1筆、合計1,440平米に神奈川県藤沢市の〇〇〇〇〇〇〇が太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第92号、中川〇〇〇〇、現況地目、畑、935平米に神奈川県藤沢市の〇〇さんという方が太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、5ページに入ります。

議案第93号、梓川倭〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、7.65平米に梓川倭の〇〇さんが住宅の敷地拡張をする計画です。申請地は既にコンクリートを敷いており、宅地の一部として使用しております。追認であることにしまして、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、また顛末書も添付されているため、やむを得ないと考えております。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第94号、梓川倭〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、9.51平米に梓川倭の〇〇さんが住宅の敷地拡張する計画です。こちらも申請地は既にコンクリートが敷いてあり、宅地の一部として使用しております。追認であることにつきましても、当時転用許可の手続がされていれば、基準を満たしてまして、顛末書も添付されているため、やむを得ないものと考えております。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第95号、波田〇〇〇-〇、現況地目、畑、220平米に波田の〇〇さんが分家住宅を新築する計画です。農地区分は第2種農地ではありませんが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第96号、波田〇〇〇〇-〇〇、現況地目、畑、836平米に波田の〇〇〇〇が駐車場を新設する計画です。農地区分は第1種農

地ではありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第97号、波田〇〇〇〇-〇〇、現況地目、畑、182平米に波田の〇〇〇〇が駐車場を新設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

以上15件になります。これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いたします。

議長 農地法第5条の規定による許可申請の承認の件でございますが、初めに議案第83号であります。島内にありますので、地元の河野委員さん、お願いたします。

河野農業委員 今回、砂利採取ということで一時転用、場所は〇〇〇〇〇〇〇の南に150メートルくらい、200メートルくらいありますかね。その辺の場所になります。周辺の農地も砂利採取をやっておりまして、今回、この〇〇、〇〇さんのお二人の所有地のところを一時転用で砂利採取するということで、今までのこの〇〇〇〇〇〇〇の実績を見ても、問題なく工事をやって、元に復旧するというものでありますので、今回も問題がないかと思えます。

以上です。

議長 現地を確認をいただきました青木さん、お願します。

青木農業委員 下のほうのところに南北に大きな農道が走っていて、この田んぼの北側に東西に道路が走っておりますけれども、非常に実は閑静なところで、周り何にもないところで、砂利採取の車が入っても全然問題ないようなところでございまして、今、河野さんのおっしゃるように、問題ないというように判断してまいりました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第83号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第84号であります。島立でありますので、濱委員さん、
お願いします。

濱農業委員 ○○さんですが、前月の総会の際に○○○の前の道路の変更でやった場所です。○○○の○○○○と○○が交わる辺りに○○○の○○○の○○ありますが、そこから南東のほうへ大体二、三百メートルくらいの場所になります。この前承認していただいた道路は、○○○のほうへ進入する道路で、自宅はその東側にあるんですけども、そこへ○○○○というのが、これ、一番代でいけば下の代、隣の○○さん、○○さんの孫の代になりますが、この人が建てるということで、進入路、本当にここしか通るところがなくて、やむを得ないじゃないかなというふうに思います。これの白枠の左側はよそのお宅の畑ですので、道路ですので、影響はないものと思われ
ます。
以上です。

議長 現地確認をしていただきました青木さん、お願いします。

青木農業委員 この下のほうのところに道路があるんですけども、写真のこの両サイド、一応畑になっております。特に全体的に見まして問題になるようなところは
ありませんので、よろしいかと思
います。
以上です。

議長 ほかの委員で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第84号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆
さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた
します。
続きまして、85号であります。今井でありますので、田中代理さん、お
願い
します。

田中農業委員 じゃ、85番の説明を申し上げます。
今井から○○へ抜ける通称○○○○、○○○がありまして、○○方面へ行
きますと、左側に○○○○○○があります。○○○○○○から200メー
トルくらいですかね、の右側が当該地でございます。写真でご覧のとおり、

当時これが申請すれば認可になると。理由書と顛末書もついておりますので、妥当ではないかという判断をいたしました。

議 長 現地確認を、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 写真ご覧になったとおりでございますが、道路がずっとここに走っておりまして、両サイド、住宅、うちがありますけれども、特に問題になるようなところはありません。
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
議案第85号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
次に、86番であります、寿豊丘ですので、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 議案第86号は駐車場を新設するという計画です。場所ですが、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から北東に行った住宅地の中にあります。四方が住宅ということで、農業を続けていくにはちょっと向いてないような、そういう土地だと感じました。駐車場にするのもやむを得ないと感じます。

議 長 現地確認をしていただきました青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 今、お話のとおりでございます、周り、うちに囲まれておりまして、駐車場という形で使用されるようですが、特に問題ないと判断してまいりました。
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第86号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、87番、入山辺であります。百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員 先ほどちょっと説明しましたけれども、81番の続きというか、関連なん
ですけれども、写真を見ていただきまして、右側の石垣にはなっています
けれども、その上が〇〇〇〇さんが申請した駐車場ということで、その1
段下のところに昔から使った旧道が、もうここしか入るところがないんで
すけれども、奥の〇〇さんのお宅の通用口なんですけれども、ここしか入
るところがないもんですから、ここを追認だと思えますけれども、申請で、
許可のほうをよろしく願いいたします。

議長 現地確認をしていただいた青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 今、お話のとおりでございますけれども、この下のほうに道路、大きな道
路があるんですけれども、これでこの道しかなくて、もうずっと使われて
いて、特に迷惑かけるようなところもありませんし、問題ないというか、
しょうがないんじゃないかという判断をしてみました。
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
をいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第87号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、88でございますが、五常でございますので、金子委員さん、
お願いします。

金子農業委員 四賀地区の〇〇というところで河川工事が入ります。護岸工事ですね。そ

れに伴って進入路を造るということで、一時転用の申請です。特に問題はないというように現地で確認をしました。

以上です。

議 長 現地確認をしていただきました堀口さん、お願いします。

堀口農業委員 写真を見ていただきますと、今、枠で囲ってある左側のところの幅が狭いということで、この枠で囲った部分を進入路として利用する一時転用の申請になります。現地確認、それから事務局からの説明によって、護岸工事に伴う進入路に利用されることが確実で、周辺の営農条件に悪影響を与えないこと、それから賃貸借権の設定で、護岸工事終了後には農地に戻されることが確実であるということを確認できましたので、転用基準を満たしているものと考えます。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
88番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、89号でございます。これも四賀でありますので、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員 この下にある90、91、92、これも隣接をしたりして、同じイチギョウであります。昔はここ、葉たばこを作る農家が多くて、畑につきましても平たいものでありますけれども、既に山が近くにあるというようなことで、また高齢化も進んで、作る方もおらないということで、〇〇〇〇という地区でありますけれども、その地区で仲間を集めて、いや、みんなで有効利用しようということで、太陽光を入れるということで話が決まったようでございます。
以上です。

議 長 現地確認をしていただきました堀口さん、お願いします。

堀口農業委員 現地確認、それから事務局からの説明によりまして、位置的代替性のない

こと、それから太陽光発電施設に利用されることが確実に、周辺の営農条件に悪影響を与えないということを確認できましたので、転用許可基準を満たしていると考えます。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆様でこの89号から92番まで一括、皆様でお願いしたいわけではありますが、ご意見ありましたら、お願いします。

中川委員。

中川農業委員

4件同じ案件が続きますが、私は決して太陽光には反対ではないわけですが、ただ、説明の中で、位置的代替性がほかにはないためというのがちょっと気にかかるんです。これ、裏を返せば、ではほかの位置に代替があるのであれば、そこに建てることも取れるわけなんですけど、むしろ、逆に当該農地に太陽光発電を建てたいんだけど、いかがなものかというのが的確な正解であって、ほかに位置的代替性がないからやむを得なくというのは私は理由にならないような気がしてならないんですけど、その辺、どういったものでしょうか。

議 長

川村補佐。

川村局長補佐

今のご質問に関してなんですけど、位置的代替性ということで、確かに太陽光をやるのに、ほかのところじゃできなくて、ここじゃなきゃできないかっていうところなんですけれども、これはそのとこでないとできないというのは、いわゆる申請書、委員さんのほうにも毎回案件があれば行くと思うんですけど、周辺で大概3件から5件候補地、他の候補地を絞り込んで、それでそこからAという土地、Bという土地、Cという土地は駄目だったけれども、たまたま申請したところのDという土地はオーケーだったと。

これが、案件によって理由はあるんですけど、例えば地主さんの承諾が得られなかったとか、太陽光ですので、農振農用地だったとか、そういった関係で、複数の土地を候補にして、そこが駄目だったものでここに絞り込みましたという、これ、太陽光に限ったことじゃないんですけど、全て転用の案件につきましては、このように審査している審査項目の1つという形になるんですけど、ご理解いただけますでしょうか。

議 長

どうですか、中川委員さん。

中川農業委員

申請の流れは分かります。ただ、その申請の流れありきではなくて、本来この太陽光発電施設を当該農地に建てるのが、とりわけその地域のコンセンサスを得ているとか、その辺が一番大事なところになってくるんですよね。

金子委員さんのご発言として、これならやむなしという印象を私、持って

いますけれども、とりわけ太陽光発電施設で、当該、代替がないというところが気にかかるころではあります。説明の仕方としてということです。

議 長 ご意見として、いいですかね、中川委員さん。

中川農業委員 はい。

議 長 いいですか。ご意見として賜りました。
ほかにどうですかね。
前田委員さん、お願いします。

前田農業委員 実情から考えまして、やむを得ない事情というか、そういうのは推察できるわけですが、ただし、このようにぐっとこういう形で一遍にこういう形になってきますと、これは高齢化も進んでいる中山間地の関係は、一挙にがさがさと大量に行くということが十分考えられる1つの前触れって私、考えていいんじゃないかなと思うわけです。

なもんですから、気持ちとしては、太陽光も決して悪いわけではないしとも思うんですけども、じゃ本当にそれで農業ってそれでいいのかなって考えると、私、これ、今ここで簡単に同意しなさい。私はちょっと同意できない。もうちょっとみんなで話をしたほうがいいんじゃないかなっていう感じを持つんですが、いかがでしょうか。

議 長 今、前田委員から貴重なご意見がございましたが、これに関して、河西さん、お願いします。

河西農業委員 今の前田委員の話とは違っちゃうんですけども、この周辺の方の農地を所有している方とか、あと周辺の住宅地にお住まいの方とかで、反対している方っていうのはいらっしやらないんでしょうか。

議 長 金子委員さん、お願いします。

金子農業委員 今現在のところ、地権者同士としては、みんな賛成で、頑張ろうということになっているようでございます。

そして、主に隣接するといっても、ここにいる皆さん、みんな近所の方です。隣接者に対して、また町会の役員に対して、農業委員会で通ったら、全員集めて説明会をするという、そういった約束になっているというふうに聞いております。

そして、自分も現地へ行ってみましたが、荒廃寸前な農地の有効利用という面から考えると、南向きのこの斜面をこういうように有効に使えば、中山間地ではいいんじゃないかというように考えるわけでありまして。

以上です。

議長 ほかはどうですかね。
窪田委員。

窪田農業委員 私、この場所、よく分からないんですが、葉たばこを作っていたということで、開拓されたところかなと。いわゆる前に太陽光で出た〇〇〇〇の関係みたいに、山の上のほうのところかなというふうに想像するわけです。
周辺、林でございまして、山の上でみんな作るものがないし、なかなか手もないということで、結果として太陽光というところに向かったのかなというふうに思うんですが、その辺のところ、河西委員さんがおっしゃったように、周辺の問題がないと。結構広い面積もありますので、どなたか耕作する方がいらっしゃらなければ、やむを得ないのかなというふうには思いますが、ちょっと現場の状況を説明していただけますか。すみません。

議長 どういう状況というか、今、金子さんの説明、それから堀口さんの現場確認の説明のほかに何かあれですか。
金子さん、お願いします。

金子農業委員 〇〇のほうへ抜ける〇〇がありまして、そこからおおむね300メートルから400メートルくらい山のほうに上がったところにこれはあります。斜面としては南向きが多く、また西向きもありまして、日当たりが非常によいところということで、先ほど触れましたけれども、この場所は葉たばこの生産がすごかったというように話を聞いております。
ただし、今現在は、さっき言ったように、草刈りはしておりますけれども、作るものがないという、高齢者が多くて、ほかの農業者に貸してあげるといってもないということで、大体標高からいきますと、750から800メートルくらいの場所にあります。
以上です。

議長 いいですか、窪田委員さん。

窪田農業委員 大体分かりました。〇〇のはたで、大曲りで曲がって行く下の辺りのところですね。

金子農業委員 そうですね。

窪田農業委員 分かりました。確かに傾斜地の南側で、分かりました。結構です。

議長 ほかにご意見ありましたら、お願いします。
堀内委員。

堀内推進委員 すみません、ちょっと心配なんですけれども、こういった山地の中でこれだけの広大な用地に太陽光、太陽光は水を吸ってくれないんですよね。畑

なら、ちゃんとした水を吸ってくれるんですが、今後、排水計画はどうなっているのか。しっかりしないと、一気に水が流れて、山を削る、谷を削ってしまうという心配が私は考えられます。したがって、そういった心配がないような計画にしてもらうことが大事ではないかというふうに思います。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 今のご意見等々にちょっと関連して補足説明させていただきます。

まず、排水計画のほうなんですけれども、太陽光の申請の際、太陽光だけじゃなんですけれども、当然造成を伴うもの等々、排水計画は必ずどのようにやるかというのは計画書に添付させるようになっております。

あと、もう一点、この太陽光の関係なんですけれども、特に議案89から91の3件、1,000平米を超えております。1,000平米を超えた場合、当市、いわゆる松本市のほうでは、建設部のほうに届出をして、この届出の中に地元説明会のほうをお願いしていくと、そういった形となっておりますので、ただし、これ、農地転用のほうの許可がないと、そこまで進まないということです。まず農地転用のほうのものをやってからの説明会。説明会を早く地元が求める分に関してはいいんですけれども、届出はその後というような形となりますので、補足説明させていただきます。

議 長 堀内さん、いいですかね。

堀内推進委員 地元としても、そういったところをきちっと確認したほうがいいかと思えますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにどうですかね。
柳澤委員。

柳澤農業委員 ちょっと1点教えていただきたいと思います。

これは89から92ですか、4件それぞれ申請者がお名前が違っておりますが、場所は同じようなところということで、これ、何か意味がある内容ですか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 直接、例えば89番と91番、同じ会社になっているんですけれども、こちらのほうは会社のほうが直接太陽光を行うと。じゃ、90番と92番は個人のお名前になっていると。これは一体どういうことかということだと思うんですけれども、これは例えば会社のほうで広告なりインターネットなり打つわけですけれども、そこで太陽光のほうの設置はするんだけど

も、ここのいわゆる権利者を集うという形で、その権利者のほうが申請書のほうでは現場を確認して、ここだったら私が事業主としてやっていきたいと思います、そういう同意を得てやっているものでございまして、申請人が、5条申請ですので、会社なのか、個人なのかというところは、その差がある形です。

議 長 柳澤委員さん、いいですかね。

柳澤農業委員 内容は分かりました。ちょっと心配はあります。

議 長 ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議 長 ただいま、それぞれ皆様から大変ご意見を伺ったわけではありますが、この辺で議案第89号から92号の4件について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[多数挙手]

議 長 21名中の今、14名の皆さんに賛成をしていただきました。よって、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。次に、議案第93号であります、梓川であります。丸山委員さん、お願いします。

川村局長補佐 議長。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 議案93号と94号なんですが、波田野推進委員さんのほうで確認したところなんですけれども、今日欠席ですので、私も別途現地確認しておりますので、私のほうから説明させていただきます。

93号と94号、隣り合わせになっているところでして、場所的には梓川の〇〇〇地籍というところで、一番〇〇のほうに近い地区になります。〇〇から北側に入っていく路地があるんですけれども、その入っていった路地のところと、この2件とも宅地の前なんですけれども、道路と宅地の間に、8ページないし9ページのところにある写真を見ていただければ分かると思うんですけれども、細長く残っていると。こちらにつきましては、建設部のほうとも協議したんですけれども、もしかしたら当時、梓川村の時代に寄附をしようと思った可能性もあるんですけれども、実際所有権移転等も行っていないと。現状、今申し上げましたとおり、宅地と道路との間で、ほぼ道路敷というような使われ方をしていたところでして、これは地

主さんのほうも今まで気づかなかったと、何年もということで、致し方ない案件なのかなというふうに感じているところでございます。

以上、93番、94番併せての説明になりますが、以上でございます。

議長 現地確認をしていただきました堀口さん、お願いします。

堀口農業委員 ほぼ通路として利用している土地の追認の転用申請になりますけれども、現地確認及び事務局からの説明によりまして、非常に狭小な土地ですので、農地に戻したとしても、農地として有効利用することは困難であるということ、それから周辺の営農条件に悪影響を与えていないということを確認できましたので、当時から転用許可基準を満たしていたものと考えております。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第93、94について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、95号であります。波田ですので、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 95番、〇〇さんのところですが、ちょうどこれの若い人のうちだと思っておりますけれども、隣が母屋で親たちの住むところで、本当に隣同士ということで、条件的にはいいですし、それと場所的にもこれ、もうほとんど農地としては使いにくいようなところで、波田の3人でもって、いいんではないかと言って確認してまいりました。

議長 確認をしていただいた堀口さん、お願いします。

堀口農業委員 分家住宅の建築に伴う転用申請になりますが、分家住宅の敷地に利用されることが確実で、周辺の営農条件にも悪影響を与えないということを確認できましたので、転用許可基準を満たしているものと考えます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第95号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしまし
た。
続いて、97も波田でありますので、96かな。同じですので、96、9
7、波多腰さん、お願いします。

波多腰農業委員 この2件ですが、〇〇〇〇さんの事務所に続いた土地ということで、都合
よく使いたいなという考え方だと思います。それで、場所的にも、はずと
いうか、土地の傾斜がかなりあるところで、農地として使いにくいところ
で、今までよくそこでもって野菜なんか作ったのを見たんですけども、
よく作っていたなというようなところであったので、将来的にはあそこが
どうなるかなと心配した土地であったので、使ってくれるところがあれば
いいのではないかと見て、そしてまた3人で結果見てまいりました。

議長 現地確認をした堀口さん、お願いします。

堀口農業委員 除雪用車両の駐車場設置に伴う転用申請になりますが、既存の敷地の拡張
を目的としたものであって、駐車場に利用されることが確実、周辺の営農
条件にも悪条件を与えないということを確認できましたので、転用許可基
準は満たしているものと考えます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
をいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案96、97について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の
皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいた
します。

続きまして、98号及び99号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

着座にて失礼させていただきます。

それでは、総会資料6ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第98号、〇〇さんが寿北〇-〇〇〇-〇外3筆、合計4,762平米について承認を受けるものです。また、上記地番合計4,762平米は特定貸付を行っています。

続きまして、議案第99号、〇〇さんが大村〇〇〇外4筆、合計8,398平米について承認を受けるものです。

以上になります。よろしく申し上げます。

議 長

議案98号について、地元の委員の意見をお願いいたします。河西委員。

河西農業委員

場所は、〇〇〇の〇〇〇〇にあります。田んぼと畑ということですが、田んぼはそのまま田んぼということで、刈取りが終わって、きちんと営農されていることを確認しました。畑って書いてあるところは、水稻用の育苗ハウスが建っていて、両方とも営農法人によって適切に管理されていると確認しました。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

意見がないようです。

議案第98号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。

続いて、99号であります。大村であります。竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

それでは、99号についてご説明させていただきます。

9月25日に現地確認させていただきました。田んぼの〇〇〇と〇〇〇については、〇〇の〇〇〇〇〇の〇〇〇西側で、〇〇との境の田んぼでございます。これも稲刈り終わっているのを確認してまいりました。

それから、畑につきまして、〇〇〇〇と〇〇〇〇の畑については、自宅用の野菜ということで栽培をしております、自家用の野菜を作っております。

それから、〇〇〇-〇につきましては、松本一本ねぎと大きなビニールハウスとを作っております、これ、出荷用の野菜を作っておりますので、確認してまいりました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。ただいまから集約をいたします。
議案99号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

8ページ、現況証明の交付状況の件、1件、9ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、4件、10ページから12ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、25件、13ページ、農地法第4条の規定による届出の件、11件、14ページ、15ページ、農地法第5条の規定による届出の件、7件、16ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件。

大変失礼しました。13ページの4条の規定による届出の件ですが、11件先ほど申しましたが、4件です。失礼しました。すみません。

5条の件、届出の件、7件で、16ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

- 議長 ご意見がないようです。
 これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
- 農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。
 3時15分から。
- 橋本農業委員 質問。
- 議長 橋本委員。
- 橋本農業委員 質問。
- 議長 質問。
- 橋本農業委員 もうだめですか。
- 議長 いえ、いいです、いいです、どうぞ。
- 橋本農業委員 すみませんね。ちょっと自分、勉強不足というか、何だかよく分からないんだけど、教えてもらいたい。
 砂利採取についてですが、これは田んぼであると思いますが、この深さというのは決まっていますか。取った後の埋め戻しというのは確認して、ちゃんとやりますかね、事務局で。
- 議長 川村補佐。
- 川村局長補佐 深さというものは決まっておられません。やはり土質によって、砂利がどこまであるかっていうことがありますので、決まっていらないんですが、ここ数年、島内地区の砂利採取の案件しか出てきてないんですけども、ほとんど。おおよそ7メートルの深さでやっております。
 それと、埋め戻しについてなんですけれども、その全景写真というのを全てまでは求めないんですけども、ほかの案件同様、3か月の時点でまず1回、それで、その後1年を超えるようですと、毎年1年ごとなんですけど、砂利採取、これ、ほとんど1年ですので、あとは最終段階のものというのを出示してもらっています。これ、写真つきで出していただいております。
 また、当初計画の中で、どのように埋め戻しをしていくかというものも計画書として提出していただいているところがございます。
 以上です。

議 長 　　いいですかね、橋本さん。

橋本農業委員 　　分かりました。

議 長 　　すみません、先般の常任会議でも、須坂の会長さんが、今、案件として上がってくるのが、3反歩以上の案件でありますもんで、砂利採取が非常に多くて、これに対して、埋め戻しのことをもうちょっと厳しくそれぞれのところで監視したり、そして、またもしあれしていたら、罰則や何か、掘り戻してやり直せというような強い意見が出まして、県のほうでも、承知しました、受け止めましたというようなことでやっていますんで、多分いいと思いますが、お願いします。いいですかね。

橋本農業委員 　　はい。

議 長 　　それでは、3時15分まで休憩といたします。

（休 憩）

議 長 　　総会を再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

農政課の案件を優先して審議することといたしますので、次第と順番がちょっと異なりますが、ご理解をいただきたいと思います。

初めに、協議事項ア、松本市土地利用型経営規模拡大奨励金の見直しについてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

東山係長。

東山（農政課） 　　農政課担い手担当の東山と申します。よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

資料18ページをご覧ください。

松本市土地利用型経営規模拡大奨励金の見直しについて協議をお願いいたします。

趣旨ですが、遊休荒廃農地の解消及び農地集積、流動化の促進を図り、経営規模を拡大しようとする効率的・安定的な農業経営体を支援するため、令和3年度から松本市土地利用型経営規模拡大奨励金の交付要件等を見直すものです。

経過ですが、昭和54年度、農地流動化の促進のため、国の要綱に基づき、松本市農用地高度促進事業実施要綱を制定しました。

平成元年度には、国・県の補助が廃止されましたが、市単独で新要綱を制定し、業務を継続してきました。

その後、見直しにより、現在は借手である認定農業者へ交付しているところ

ろでございます。

見直しの案ですが、交付対象は、利用権設定の存続期間、現在1年以上のところ、見直し後は3年以上とします。

交付期間は、利用権設定の更新、再設定分を含め、現在、毎年交付していましたが、見直し後は初年度のみでの交付とすることとします。

交付額ですが、1,000平方メートル(10アール)当たり、現在3,000円のところ、見直し後は6,000円に増額いたします。

なお、再設定分については、農家への影響を考慮しまして、3年を移行期間として、段階的に交付単価を減額いたします。令和3年度から4分の1ずつ減額し、令和6年度からは初年度のみでの交付とします。

今後の予定ですが、今年度の奨励金の交付決定時にチラシを配付し、申請農家へ周知する予定でございます。

説明は以上です。

議 長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員さんは挙手をお願いいたします。柳澤委員。

柳澤農業委員 説明は聞いたんですが、ちょっと理解ができないので、もう一度ご説明をお願いしたいと思いますが、3の見直し(案)の(1)の交付対象のところですね。これは、早い話が1回だけという解釈になるわけですか。それと、もう一点、他の市町村でこういう助成措置は今、現行どうなっているか、その2点お願いします。

議 長 東山係長。

宇治(農政課) お世話になっております。農政課の宇治と申します。最初の件なんですけど、おっしゃられたとおり、契約期間の最初の年度なので、1回のみでの交付になります。他市町村に関してなんですけど、安曇野市ですとかそういったところも、基本的には初年度のみでの交付になっています。なので、松本市も、他市に合わせるわけではないんですが、今後、移行期間3年間ありますので、ほかの事業等に力を入れていくという形も検討しております。以上です。

議 長 いいですかね。ほかに。河野委員。

河野農業委員 基本的にこの事業、経営規模拡大のため、いわゆる農地の集積ですね。それが目的なわけで、今現在、中核的な担い手の方々、非常にこれについて、この奨励金のことについては計算をされていて、転作やっても、人のところ

を借りても、これがプラスアルファについてくるということで、あまりもうからないけれども、こういうのもあって、プラスというか、プラマイで何とかやっているとということで計算しているところですが、これ、見直していっちゃうと、初年度1回だけということになっちゃうもんですから、できれば従来の方法の中で、予算的なこともあれば、多少単価を落として続けていただければありがたいなと思いますが、よろしくをお願いします。

議 長 東山係長。

東山（農政課） おっしゃるとおり、こちらの奨励金を当てにされている農家さんもいらっしゃるかと思うんですけども、本来の目的は、経営規模を拡大しようとする効率的・安定的な農業形態を支援するものでございますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っています。

また、認定農業者への集積率の上昇も加えまして、交付対象面積、交付額ともに年々増加し続けていますので、ただこれをただなくすということではなくて、3年後までにはまた新たな支援の事業について検討をしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

また、その事業をつくる際には、また農業委員さんのご意見等も併せてお伺いをしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにどうですかね。ご意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、報告事項に飛びまして、アの人・農地プラン実質化に向けた今後の取組みについてを議題といたします。

東山係長。

東山（農政課） すみません、引き続き説明をさせていただきます。

着座にて失礼します。

45ページをご覧ください。

人・農地プラン実質化に向けた今後の取組みについて説明をさせていただきます。

令和元年から取組が始まっています人・農地プランの実質化について、各地区において実施しましたアンケート結果がまとまり、地図の作成も行いました。

アンケート結果を基に、実質化が必要な地域において将来方針を作成するため、農地の集約化に関する話し合いを実施します。話し合いは、新型コロナ

ウイルス感染症抑制のため、広く人を招集せず、各地区農業再生協議会を単位といたします。

実質化が必要な地区は、以下の13地区です。

本日、アンケート結果及び地図を該当地区の代表である農業委員さんにお配りしております。梓川地区については、後日西部農林課よりお渡しする予定となっております。

会議の役割分担ですが、会議開催調整等が各地区農業再生協議会、調整役として農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、それから実質化・アンケートの結果説明等は市の職員が行います。また、オブザーバーとして長野県人・農地プラン推進チーム、必要に応じて関係課職員の出席を依頼いたします。

進め方ですが、各地区農業再生協議会の組織を主体に、会議開催に向け日程調整等を行っているところでございます。

農業委員及び最適化推進委員の皆さんには、JA組織等の協力を得て、地区における話し合いを主導してください。

会議では、農家意向調査を基にした地図及びアンケート調査結果をツールとした話し合いを実施いたします。

話し合いを基に5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めてください。

1ページおめくりください。

こちらが実質化された人・農地プランの記載例となっております。話し合いの中で、こちらの2番、対象地区の課題、それからその下の3番、対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針、それから、すみません、また1ページおめくりいただきまして、48ページ、4番、3の方針を実現するために必要な取組に関する方針、こちらの3つを会議の中で話し合いをしていただきたいと思います。

すみません、最初の45ページにお戻りください。

今年度末までに各地区で実質化をする必要があるため、将来方針を令和3年1月末までに各地区再生協議会で作成をいたします。

それを令和3年の2月中に松本市人・農地プラン検討会の開催を予定していますので、それまでに作成ができるよう、ぜひご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議 長

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質問を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

河野委員。

河野農業委員

人・農地プラン実質化については、島内もやらなきゃいけないということで、取組を進めているところですし、アンケート調査も実施をしているというようなことですが、このいただいた地図でございますが、この地図を作ったということについて、農協の担当課長会議のほうで説明が

あったというお話は担当課長から聞いているんですが、各支所の課長のほうへもう一部出してもらうわけにはいかないでしょうか。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 実は、人・農地プランの関係の地図につきましては、農業委員会事務局のほうで作っております。地図の取扱いでございますが、厳密に言いますと、筆界線等も入っております、固定資産のほうで作った課税のための筆界線になりますので、基本的には農業委員さん、推進委員さんのほうで管理をお願いしたいと思います。

その上で、再生協の事務局である農協支所の課長と情報を共有していただくことは一切構わないわけでございますが、あくまでも農業委員さん管理の下に情報共有をお願いしたいと思いますので、単独で農協事務局に1部渡すというところはちょっと難しいと考えております。

議 長 いいですかね、河野委員さん。

河野農業委員 すみません、ちょっと、今、農業委員会のほうで作ったということなんです、人・農地プランの実質化については、農政課のほうの担当だと思ってるんで、私、ああ、農政課のほうで新しく作ったんだというふうに理解をしていたんですが、農業委員会のほうで作ったとすれば、確かに資産税課の縛りがかかりますので、なかなか面倒なんです、これはあれですかね。実質化に向けて、地区再生協で議論をしなきゃいけないわけですよ。その材料として、1部だけ、いろいろと書き込んだり、いろいろやっていかなきゃいけないわけですよ、作業をね。その作業をやっていって実質化ということになるわけですから、やっぱりこれ1個だけで地区のみんなで膝つき合わせてじゃない、頭ひねりましてやれというのは、ちょっと材料不足だと思うんですが、それと農政課のほうで新たに資産税課の了解を取って、図面を地区再生協に出すということはできないでしょうか。

議 長 東山係長。

東山（農政課） すみません、申し訳ないんですが、うちで持っている地図を一旦再生協にお貸しすることはできると思います。それで、またこちらで回収させていただく。こちら、すみません、一応こちら、国庫事業なものですから、保管をしておかなければいけないので、一度お貸ししてということであれば可能だと思いますが、それでもよろしいでしょうか。

議 長 河野委員。

河野農業委員 すみません、実質化というのは、地区で図面上でみんな記入をしたものを作るというのが1つのメニューになっているはずなんです。そうすると、農政

課からお借りをして、またそれで作業をして、それでまた返しちゃうということになると、地区に残るものはないという話になっちゃうんで、その辺のところはどんなもんでしょうか。

議 長 東山係長。

東山（農政課） すみません、人・農地プランの実質化は、地図は使うんですけれども、それはあくまでツールになりまして、実際、地図に書き込まなきゃいけないということではないもんですから、先ほどお示ししました46ページから48ページのこの将来方針をつくるということが実質化になります。

こちらの中で、中心経営体、先ほど説明は省かせていただきましたが、47ページと48ページのところで、中心経営体のリストと、それから農地の貸付け等の意向というところで、そちらのリストを作ります。こちらについては、先日行いましたアンケート結果の中から、意向のデータを今、整理しているところでございます。こちらについては、各地区再生協議会のほうで保管をする予定となっております。

以上です。

議 長 いいですかね、河野委員さん。

河野農業委員 それじゃ、お借りをすると。取りあえずそういう方法だということですので、地区再生協に実質化に至るまで貸せておいていただくということでしょうがないですかね。

できれば、図面というのは非常に有効なもんですから、使いたいわけですが、よろしくお願いします。

議 長 ほかに質問ありましたら、お願いします。
河西委員さん。

河西農業委員 すみません、申し訳ない。参加者の方、結構JA関係の農家組合長さんとかもいると思うんですけれども、そもそもこれが何なのかとか、そういうようなことをちょっと説明するのが難儀なんですけど、説明するために、これをやることによる何かメリットとかがあれば、分かりやすく教えていただきたいですが、どうでしょうか。

議 長 東山係長。

東山（農政課） 各地区再生協議会の会議の中には、市役所農政課と農業委員会の事務局の担当者、それから県の職員が行きまして、その中で実質化についての説明は一通りさせていただきたいと思えます。

それで、メリットなんですけれども、メリットといいますか、今の日本金融政策公庫のスーパーL資金ですとか、それから機構集積協力金、それと

新規就農者の農業次世代人材投資資金、それと幾つかあるんですけれども、そういった国庫事業に今、この人・農地プランの実質化というのが全部ひもづけられていまして、地区の中でこの実質化が進められないと、そういった補助事業が受けられなくなってしまう可能性があるのです、どうしてもこの事業を進める必要があります。

また、そういったことも地区の中でご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長 いいですかね。

河西農業委員 分かりました。

議長 ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議長 ほかにないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

関係する委員の皆様には、地区の会議等でプランの実質化に向け、積極的に関わっていただくようお願いを申し上げます。

続きまして、報告事項イ、令和2年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田（農政課） お世話になっております。農政課の羽入田です。

着座にて失礼いたします。

資料の49ページをご覧ください。

令和2年度第2回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告させていただきます。

まず、制度の概要についてですが、認定基準は、経営改善計画に記載された目標が令和2年4月9日に告示された松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に照らして適切であること等とされており、取得目標の数値は資料の表のとおりとなっております。

審査方法については、原則年4回審査を行っており、松本市農業支援センター内の経営改善指導員へ意見聴取を行い、認定しているものです。

今回、松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人3件、再認定が個人11件、共同1件の計12件、全15件について、全件承認されたことをご報告させていただきます。

なお、5年後の農業経営を2以上の市町村で行う経営体については、国及び県が随時認定しており、そちらの該当者については、年度末にまとめて

お知らせする予定となっております。

以上です。

議長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項ウ、令和2年度第2回青年就農計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課の説明をお願いいたします。
川嶋主任。

川嶋（農政課） お世話になっております。農政課の川嶋と申します。
着座にて失礼します。
資料5 1 ページをご覧ください。
令和2年度第2回青年等就農計画の審査結果についてご報告します。
本年度第2回青年等就農計画の申請について、今回2件の申請がありまして、指導班書類審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。
制度の概要については、資料のとおりとなっております。特に以前と変更ありませんので、割愛させていただきます。
下の3番、認定者についてですが、まず整理番号1番、里山辺地区の〇〇〇〇さん、〇〇さんご夫婦です。〇〇さんは平成29年の3月に既に認定新規就農者に認定されていますが、今回、家族経営協定を締結したこともあり、奥様の〇〇さんを認定新規就農者に追加するための計画変更に対する認定となりました。
続いて、整理番号2番、波田地区、〇〇〇〇さんです。現在、神林地区でパブリカの里親研修中で、令和3年の4月に就農予定です。今後、青年等就農資金を借り入れてハウスを建設する等、独立就農に向けて準備を進めていく予定となっております。
該当地区の農業委員の皆様には、経営の確立に向けて定期的にサポートしていただきますようお願い申し上げます。
以上です。

議長 ただいま農政課からの説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

農政課の皆さん、ありがとうございました。

農政課の案件が終わりましたので、改めて次第に沿って進めてまいります。それでは、議案第100号 令和2年度松本市農業政策に関する意見書の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

私のほうから、令和2年度松本市農業施策に関する意見書の決定についてということでご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

ページは、本冊資料の17ページです。それから、別冊になりますが、意見書の案がございますので、お手元にご準備ください。

まず、本冊のほうから説明いたします。

本日、この意見書を決定いただきたいということがございます。

2番目が経過でございますが、5月29日の第1回農業振興委員会からスタートしまして、8月31日の第4回農業振興委員会まで検討を重ねてまいりました。そして、先月、8月の総会におきましては、素案につきまして、農業委員、そして推進委員の皆様から広く意見を聴取したところがございます。

3番目、先月、8月の総会以降の主な修正点についてご説明申し上げます。

項目1の関係、里山の整備と中山間地域の暮らしの安全についてでございますが、黒ポツのとおり、人間が古来より手を加え、維持してきた里山環境、二次的な自然と申しますか、これを守って、未来に引き継ぐことの重要性について新たに触れております。

項目2に関しましては、収入保険の関係でございますが、災害との共存が必要な農業に限って用意された公的支援制度であることを強調しております。また、費用対効果に関する当委員会の考え方も追加しております。

5番目、今後の予定でございますが、今週金曜日になりますが、2日に役員で意見書を市長に提出いたします。朝9時からの予定です。

10月下旬をめどに回答を求めまして、来月の10月の総会で懇談会の進め方を確認していきたいと思っております。

新しい市長は、多事争論と申しますか、自由闊達な意見交換を望んでおりますので、意見書に縛られずに、広く農業振興に関する話題など、議論を展開していただければありがたいかなと考えております。

また、その11月13日、市長懇談会でございますが、終了後に懇親会を予定しております。Mウイングの6階ホールで懇談会を行い、その後、ホテルブエナビスタのほうに移動したいと思います。

もちろんコロナの感染症がいまだ終息していないわけでございますが、国

や自治体の方針が経済を回す方向に転換し始めているという中で、できるだけ広い会場で密を避けながら懇親会ができればと考えております。もちろん無理強いはいしないわけですが、出席可能な委員は、ぜひ新市長との懇親会に出席していただきたいと思っております。取りまとめは来月の総会に併せて行いたいと思っております。

それでは、別冊の意見書成案をご覧ください。

1枚めくっていただいて、「はじめに」ということで、前文を作成してございます。

考え方と申しますか、趣旨につきましては、後ほど農業振興委員長である田中代理のほうから補足説明があろうかと思っておりますが、キーワードとしましては、2つの危機管理でございます。

真ん中よりちょっと下のセンテンスになりますが、本年度は新市政への初めての意見書として、農地と農業、そしてそこに暮らす人々の生活を守るという原点に立ち返り、国土や中山間地域の環境の維持・保全に果たす農業の役割と産業としての農業の発展、この2つの側面から、極めて根本的、原則的な事項について意見することとしました。予期せぬ災害と隣り合わせの昨今、2つの意見は共通して危機管理の重要性通じ、持続可能な農業と農村の発展に資する内容です。これがキーポイントになります。

続きまして、1ページ、2ページ、見ていただきたいと思っております。

里山の整備と中山間地域の暮らしの安全について。

こちらにつきましては、新たに加えた視点は、1行目から2行目にかけて、「さらには古来より人手を加えながら維持してきた豊かな里山環境を未来に引き継ぐため」というところを追加してございます。

また、説明のところでは、下から数えて3つ目の黒ポツ、「一方、農山村に隣接する里山は、そこに暮らす人々が生活や生産のため定期的、周期的に手を加え、維持されてきた二次的な自然として、現在は保全のみならず積極的な再生が求められている」というふうなところを加えておりますし、最後から数えて2番目のところ、「生物多様性への配慮を含めて、繁殖が速く他の樹木の生育を圧倒する」というようなニセアカシアに関する説明、解説も加えております。

続きまして、項目2の収入保険の推進による経営安定化対策についてでございます。

意見・要望事項につきましては、素案の段階から削除した項目がございます。つまり、素案のときには「加入する際負担になっている初年度積立金に対する無利子融資制度」というような表現があったんですが、その後確認しましたら、初年度積立金は確かに高いんですが、国のセーフネット資金など、制度資金の活用でも対応が可能だということが分かりました。しかも、今回コロナ禍の影響を受けた農家は、当初5年間実質無利子化措置というようなこともありまして、そのような資金も活用できるというようなことで、あえてそこには触れないという形を取りました。

説明のところでは、新たに追加した文章は、下から4つ目の黒ポツ、それから下から3つ目の黒ポツのところ。「農業は災害との共存、換言す

れば公費投入の歴史でもあり、国が農業経営に限って用意した公的支援制度であることをまず理解する必要がある」、「費用対効果に言及すれば、リスクへの先行投資という考え方で、国の制度にのっとなって上乘せ支援したほうがより効率的で、様々な制度波及効果が期待できる」というようなところを加筆しております。

その他全体にわたって、はっきりした明瞭な表現になるように文章を見直しております。

以上、素案の段階よりもブラッシュアップした形で成案化しましたので、意見書についてご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、農業振興委員長から取りまとめの経過など振り返りまして、補足事項がありましたら、お願いいたします。

田中委員長。

田中農業振興委員長 では、よろしく申し上げます。

今、補佐がお述べになった説明で大体尽きると思いますし、前回の内容について勘案していただければ、方向性も見えてまいると思いますが、全般通して格調高いものとなったというふうに考えておりますし、その辺はいいと思いますが、まず2点目の、その1点目の里山の問題なんですが、この出発点は、アカマツの松枯れ等、去年の19号、山の向こうで時間400ミリ、こっち200ミリだったんで、この程度で収まった。それとともに、振興委員会で山つきの委員の皆さんからおっしゃられたんですが、雑木で住環境も押しつぶされてしまう。その辺の生きるという意味の中からの1項目め。それと、具体的な収入保険、これはやっぱり生活して守っていくためには、単なる収入保険という捉えどころではなくて、セーフティネットもそうなんですが、これが親元就農なり新規就農なり、いろいろ広がりが出てくるということの中で、その2点がポイントではないかということで、今年の意見書の2本柱というふうに掲げさせてあります。

それとともに、前段、板花補佐も申されたとおり、この2点にとどまることはなく、我々が常に直面している担い手不足、また遊休荒廃地、鳥獣害、またそれぞれ昨年、一作年も出ておりましたが、直売所の系統的な整備、その辺も含めまして、また委員の皆さん協力いただいた中で、我々任期の最後の意見書ということで、多事争論、成果を得られるような意見交換会にしていけたらと思いますので、またご協力よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

ただいま事務局、あるいはまた委員長からの説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様には挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようです。

これより集約をいたします。

本件は農業委員会法第38条の規定に基づく案件となりますので、農業委員の皆様による採決といたします。

議案第100号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。少し先になりますが、11月13日の懇談会には、市長がよく口にしております多事争論で、形式張らずに自由な意見交換ができますように、皆さんの準備と、また協力をお願いいたします。

次に、協議事項に移ります。

この令和2年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功労者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、19ページご覧ください。

こちらの題名につきましては、先月の総会でも協議したことがございますが、先月は優先的に推薦したい地区農業者を募ったわけですが、該当地区がございませんでした。したがって、今回、今月の提案となっております。事務局から3地区を提案させていただきたいということでございます。

3番の(2)のとおりでございますが、岡田地区、島立地区、そして梓川地区、この3つの地区から今年度についてはぜひ候補者を推薦していただきたいというお願いでございます。

(3)のところは推薦方法が書いてございますが、様式2というか、功績調書ですね。別紙様式2の提出、それから功績調書の添付書類として履歴書、別紙様式3の提出となります。

この別紙3の履歴書につきましては、候補者が団体の場合は、履歴書に代えて、団体の活動状況が把握できるような書類の添付に代えることができるということでお願いします。

功績調書の提出期限は、来月の総会日、10月29日といたします。

あと、過去の経過、受賞地区ですとか、表彰規程、様式等つけてございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

推進委員の皆様を含めまして、発言のある委員の皆様は挙手をお願いいた

します。

ただいま板花補佐からありましたが、今年度は岡田、島立、梓川からの候補者をお願いしたいということでございますが、どうですかね。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようですので、集約をいたします。

本日ご出席の委員の皆様全員にお伺いしますが、本件についてご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員の皆様賛成ということでございますので、本件は了承されました。

岡田、島立、梓川の3地区の農業委員の皆様は、地区の候補者を1件ずつ推薦していただきまして、功劳調書などを期日までにご提出いただくようお願いをいたします。

次に、協議事項ウ、令和2年度全国農業新聞の普及推進についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

増澤事務員。

増澤事務員

農業委員会事務局、増澤です。

着座にて失礼いたします。

26ページをご覧ください。

毎年お願いをしておりますが、今年も全国農業新聞の普及推進についてご協力をお願いいたします。

普及活動の目的としましては、人・農地プランの実質化を進め、農地利用の最適化を形にしていくために、その必要性を地域の方々に知ってもらうということが重要です。

また、農業委員、推進委員さんご自身も、十分な知識がないと地域で説明をすることができません。地域での話し合いを先導するコーディネーター役として活躍していただくために、幅広い情報を持つ必要があります。

全国農業新聞には、農業委員会業務に関連した制度改正等がリアルタイムで掲載されていますので、情報紙としてご活用いただき、農地利用の最適化の実現を目指していくものです。

農業会議から示されている全国統一の普及強調月間は5月から7月と9月から11月です。

普及推進に関わる取組方針は3つで、1つ目が、委員の100%購読、2つ目が、年間1人1部以上の普及推進、3つ目が、既読者とのよいコミュニケーションの継続の3点です。

27ページ、別紙1をご覧ください。

全国農業新聞長野県支局が示しました松本市の目標部数ですが、中心の列の下から9段目に松本市がありますが、目標部数が430部で、今後の普及部数は86部です。したがって、本市としては、農業委員さん、推進委員さんともに1人当たり2部の普及推進を目標にしたいと思います。

机の上の封筒に申込用紙が2部と普及推進グッズとしてエコバッグが入っておりますので、申込みをいただける方にお渡しいただければと思います。

申込用紙は見開きで、右側が申込用紙になっておりますので、こちらに住所、氏名ですとか、引き落としのできる口座を書いていただいて、銀行印押印していただきまして、10月29日までに事務局へ提出をお願いします。

購読部数の確認日は11月24日となっております。

購読を依頼するに当たって、グッズを利用したいという方は、あちらの机のほうにタオルですとか軍手を用意しておりますので、お持ちになっていただいて、ぜひ活用してください。

最後に、表彰についてですけれども、別紙2の規定に従って、表彰ですとか記念品が交付される予定になっております。

令和元年度は、普及部数の部と、あとは農業委員・農地利用最適化推進委員数対比普及率の部で表彰を受けましたので、併せてご報告をさせていただきます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
これより集約をいたします。
本件は、推進委員の皆様にも関係する内容でありますので、出席の全員の皆様にお伺いいたします。
本件について了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 挙手多数ということでありますので、本件は了承されました。
委員の皆様には、期日までに1人2部以上の普及を目標として取り組んでいただきますよう、協力をお願いいたします。
次に、協議事項のエ、令和2年7月豪雨災害義援金募集活動への協力についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
高橋主査。

高橋主査

それでは、令和2年7月豪雨災害義援金募集活動への協力についてご説明します。

着座にて失礼します。

令和2年7月3日から31日にかけて、九州や中国、中部、東北地方など全国各地に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨により被災された農業者などの経営と生活の回復を図るため、農業委員会組織で災害義援金の募集活動に取り組むことと長野県農業会議から通知がありました。

本市委員会においても、義援金活動に協力することについて協議するものです。

まず、全国的な取組としての実施期間ですが、令和2年9月1日から10月30日までです。

募集活動の対象者は、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員ほか記載のとおりです。

本市の取組としては、1口1,000円からということですので、1人1口1,000円寄附いただき、合計5万2,000円を送金する予定です。集金方法は、10月の委員報酬から引かせていただきます。

募集要項ですが、次のページ、32ページ以降に載せてありますので、ご覧ください。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの事務局からの説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

これより集約いたします。

出席全委員の皆様にお伺いしますが、本件についてご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は了承されました。

次に、協議事項、次期体制準備委員会の検討結果と今後の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

資料34ページからご説明申し上げます。

まず、趣旨でございますが、来年、令和3年8月以降の次期委員改選に向けた対応につきましては、4月の総会でその進め方を報告したところですが、この度委員会において農業委員及び推進委員の選任に係る事項並びに

組織と運営上の課題について精査し、方向性を取りまとめましたので、協議をお願いするものであります。

2番目、次期体制準備委員会についてでございます。

7月31日に設置しております。

委員構成は、ご覧のとおりで、役員3人、ブロック長4人、それから農業団体推薦委員の代表者ということで、8名でございます。委員長は田中会長代理が就任、副委員長は前田西部ブロック長が就任ということになりました。

設置規程につきましては、別添ということで、36ページにつけてございますので、こちらは参考にご覧いただければと思います。

続きまして、3番目、経過でございますが、規程を設置した7月31日に組織を設立しまして、すぐに第1回検討会、8月31日に第2回検討会ということで、2回開いてございます。ご覧のとおり、5項目につきまして検討していただきました。

検討結果は、これから説明いたしますが、その前に35ページ、今後の予定でございます。

全体の流れを資料のとおりご確認いただきたいと思います。差し当たり、10月、11月から地区と農業団体へ委員候補者の推薦を依頼するようになっております。

10月27日には、地域づくりセンター長会でまず事務的な説明を行いまして、11月18日には町会連合会の常任理事会で町会連合長に推薦依頼を行っていく予定です。

また、農業団体推薦のほうも、11月以降順次、農協あるいは土地改良区等に依頼をしていく予定でございます。

続きまして、検討結果でございます。37ページご覧ください。

まず、農業委員の区割り目安について検討いたしました。

課題は農協合併でございます。11月1日、市内2つの農協と塩尻市の農協もありますけれども、農協合併があるということで、検討してまいりました。

また、女性登用促進に向けて、その方法を検討してきたところでございます。

現体制と次期体制、目安ということで記載してございますが、特に旧市地区ですね。JA松本市が合併でなくなりますので、次期体制では、合併後のJAの農家組織に、こちらは引き続き農家組織は残るというふうに聞いておりますが、旧市地区は町会長に推薦というわけにはいきませんので、非農家が非常に多く、町会長というわけにはいかないものですから、引き続き農協組織のほうに推薦をお願いするという方向でございます。

農業団体推薦の枠組みですが、JA松本市がなくなりますので、ここら辺、ハイランド農協に統合という中で、JAハイランドを二枠にするかどうかというようなことも含めて検討したわけですが、ここはシンプルに1農協1人というふうに議論が落ち着きました。

そして、女性の登用促進という中では、まつもと農村女性協議会、旧農業

委員会法の中にはまつもと農村女性協議会から農業委員が出ていたというふうな経過もございますので、まつもと農村女性協議会のほうに声をかけたかどうかというような意見でまとまりました。

続きまして、2番目のところ、農地利用最適化推進委員の担当区域と定数でございますが、こちらのほう、様々な指標から定数について検証した結果、おおむね今のおりで妥当だろうという結論に至りました。

したがって、これまでの枠組み、全10区域で、定員はその区域によって1人から3人までありますけれども、そのまま引き継ぐということになりました。

38ページは、ただいまの詳細版ということでございますので、参考までご覧ください。

それから、39ページですが、女性の登用促進策ということでございます。国のほうから、そして市の男女共生課でも力を入れている施策でございます。

まず、地区推薦の依頼でございますが、農業委員と推進委員ありますけれども、年齢、性別に例外を設けずに適任者を推薦していただくことはもちろんでございますが、②として、1つの地区で農業委員と推進委員、両委員候補者の推薦をお願いする地区については、ちょっと踏み込んだ形になりますが、可能な範囲でどちらか一方を女性としていただくように、可能な範囲でということですが、どちらか一方を女性としていただくことを地区推薦の段階でお願いしていくということでございます。

農業団体推薦依頼につきましては、対策その1はこれまでと変わらないわけですが、対策その2が、先ほど説明したとおり、まずもってまつもと農村女性協議会に声をかけて、推薦依頼をしていったらどうかということでございます。

それから、公募の関係ですが、中立委員の選任をもちろん念頭に置くわけですが、社会参画に関心を寄せる女性団体、こちらにつきましても、女性を視野に積極的にアプローチしていったらどうかということで、女性団体や女性人材に公募に応じていただけるよう働きかけを行っていったらどうかというような意見が出ました。

それから、選考基準の作成ですが、女性候補者が委員に選任されやすい選考基準を整備するというところでございました。

続きまして、4番目、農地利用最適化推進委員候補者の選考手続でございます。

ご承知のとおり、農業委員は市長が任命しますが、推進委員は農業委員会が委嘱するわけでございますので、農業委員会として推進委員候補者の選考手続を明確にしていかなければなりません。

(1) 募集要項の作成でございますが、前回は基礎に新たな募集要項(案)を作成してございます。

主な変更点としましては、報酬額へ年額報酬の支給に関する記述を追加しております。これは農地利用最適化交付金の活用を視野にしたものでございます。

それから、推薦及び応募方法へ農業委員との重複推薦等に関する記述を追加と。法的にはこうなっているということを明確に説明したということでございます。

募集要項につきましては、41、42ページに募集要項（案）を示してございます。網かけの部分が前回と変更になっている部分ですので、ご確認いただければと思います。

続きまして、40ページに移ります。

候補者選考手続の具体化ということでございます。

農業委員会が委嘱する推進委員の候補者選考手続の具体化ということで、推薦を受けた者及び一般募集に応募した者の数が推進委員の定数を超えた場合、その他必要と認める場合に、この手続を行うということでございまして、選考委員会で選考するというので、その委員を具体化したと。どういう人に選考委員会の委員を務めていただくかというようなことを具体化したわけでございます。

選考委員会の委員、7名以内の人選ということで、ご覧のとおり、会長、それから会長代理、それから地域に縛られない立場としまして、農業団体推薦の4人の委員、それから局長にも入っていただくというような内容でございます。

イとして、選考基準の作成でございます。

先ほど説明しましたとおり、選考委員会は推薦を受けた者や公募した者が定員定数を超えた場合に開催するわけでございます。

選考基準を整理する目的ですが、候補者選考過程における公正性と透明性を確保しつつ適任者を選考すること、それから年齢構成や性別構成に配慮した選考手続を採用することです。

この選考基準（案）は、43、44ページ、こちらが選考基準の案でございます。一番の核心部分は選考基準になりますので、44ページが一番の核となる部分でございます。

採点制という形にしまして、評価項目、農地等の利用の最適化の推進に対する熱意ですとか、1番、2番、3番、4番とあって、最後4番のところでは、性別構成のバランスというようなことで、着眼点、例えば性別構成のバランスでは、候補者のうち少ない比率の性別に属していれば3点加点すると、こんなような見方になりますけれども、18点満点で高い点数を獲得した方を採用すると、そういう明確な分かりやすい基準を設けたわけでございます。

くどいようですが、定員を上回ったときに選考委員会を開いて、この選考基準を適用させるということでございますので、誤解のないようお願いいたします。

これが選考基準（案）でございます。

また40ページにお戻りください。

最後に、次期体制に向けた運営上の課題ということで、以下の5事項につきまして検討を加えまして、次期体制に向けて改善すべきは改善するというようにしております。

(1)の総会の運営のところは、ちょっと改善すべき点があるんじゃないかという意見がございました。農地利用最適化の推進に係る情報交換活動を充実化させることなどによりまして、推進委員が総会に出席する機会を定期的に設けていくことが必要ではないかというところ、まだ改善の余地がありはしないかという意見が出されておりますので、また事務局としても見直していきたいと考えています。

あと、5番のところ、昔から言われているような課題ですけれども、おおむねこんなところで運営上の課題はおさらいしてきたということでございます。

以上、ざっと次期体制準備委員会の検討結果と今後の予定も含めまして報告させていただきましたが、総会におきまして方向性を決議いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
これより集約を行います。
波多腰さん。

波多腰農業委員　　すみませんね。波田なんですけど、この町会連合会じゃなくて、JAの農家組織の長の会で波田は行っておりますので、少しここに入れてください。

議長 　　いいですかね。板花補佐。

板花局長補佐　　たしか前回の改選のときに、思い出しました。最初町会組織に推薦したら、波田は農家組合組織で選んでいるから、農家組合組織にしてくれと言われたのを思い出しました。また、じゃそのような形で進めさせていただきます。

議長 　　ほかにどうですかね。
三村委員。

三村農業委員　　ただいま波田地区から農家組合組織ということが出ましたけれども、ハイランド管内、各地区それぞれの独自性といいますか、事情がある中で、町会連合会と農家組合組織と共同の形の中で協議して選出する地区もありますので、連絡を取り合ってやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが。

議長 　　ほかにどうですか。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件について、了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は了承されました。
今後、11月頃から地区や、また農業団体への推薦依頼など、次期体制に向けた事務が本格化してまいります。委員の皆さんがそれぞれのお立場で事務局を支えていただきますようよろしくお願いいたします。
次に、報告事項、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、52ページ、53ページお開きください。
主要会務報告につきましては、資料のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。
それから、当面の予定ということで、10月のスケジュールでございます。
10月22日、農地転用現地調査ということで、中條委員と竹島委員の担当になりますので、ご確認いただいて、事務局と打合せ等ありましたら、お願いします。
10月29日が10月の定例総会でございます。当初、午前中の予定でありましたが、市長懇談会がこの日でなくなったために、通常の間、13時半からになりますので、お間違えのないようにお願いします。
11月2日は、長野市農業委員会との懇談会が入っております。14時から16時までの2時間の予定ですが、農業委員の皆様はご足労いただきますが、よろしくお願いいたします。
11月11日は、第5回長野県農業委員会大会ということで、関連しまして、議案発送と一緒に事務連絡通知を出してございます。その後、県農業会議のほうから連絡が来まして、やはりコロナ対策ということで、大会の開催時間、4時10分までだったんですが、25分短縮しまして、15時45分だったかな、15時50分までで終わる予定です。短くなりました。
結果として、大会の中で農業新聞の普及推進表彰等行っていたわけですが、その表彰は、10月の総会で農業会議の人がこちらに来てくれると、出向いてくれるということで、総会の中で表彰するという形に変更になってございます。
ブロック長の皆様には、出席人数を約半分に絞るということでございますので、ブロック内で調整をお願いしたいということで、出席者の取りまと

めは来月の総会までをお願いして、出席者報告をよろしく願いいたします。

11月13日は、先ほどのとおり、市長懇談会がありますので、農業委員の皆様、そして推進委員の皆様、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思えます。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他の項目に移ります。
最初に、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。
小川補佐。

小川（松本農業農村支援センター） お世話になります。よろしくお願い致します。

別添の松本農業農村支援センターと書いてございます資料をご覧くださいければと思えます。

今回、②番、③番、④番についてちょっと触れさせていただければと思えます。

②番の長野県の作柄概況ですけれども、実は本日、9月15日現在の作柄概況が発表される予定なんですけれども、ちょっと手元にございませんで、前月お持ちできなかった資料を2ページ、3ページに掲載させてございます。

やはり県全域、やや不良ということで、やはり状況等をお伺いしていますと、やはりこの不良という文字は、9月15日現在でも残るかなということで、県全体的にちょっと取れてないというような状況かと思えます。

7月中下旬の低温、日照不足の影響が今年については出ているというふうな状況かと思えます。

それと、③番なんですけれども、9月26日に今までしばらく静かになっておりました豚熱の関係なんですけれども、群馬で発生したというような情報を4ページ、5ページに載せさせてございます。

特に5ページのところなんですけれども、群馬での発生の要因につきましては、ご承知おきのとおり、未接種の子豚から発生が拡大したというようなことで、不調な豚がいれば、隔離するというふうなことで徹底するというような国の情報も出ております。

それと、④番、盗難の関係なんですけれども、前月の農業委員会でも話題に上がってございましたけれども、6ページの記事につきましては、新聞の

切り抜きなんですけれども、9月11日に掲載されておまして、ご覧になられたかと思うんですけれども、JAあづみの青年部の方なんですけれども、やはり7月に桃の盗難を受けてしましまして、それで、これじゃいけないというようなことで、青年部のほうでドライブレコーダーを活用して、マスコミ等にもいろいろ掲載しながら、こういう活動をしているというようなことで始まったというような内容が掲載されております。

また、県の地域振興局のほうでも、やはりこういう話題、今年非常に多いですもんで、来年度に向けて何かできないかというようなことで検討中ですので、またそれぞれの地区で、来年度になりますけれども、またご協力いただく場面があらうかと思っておりますけれども、よろしく願いいただければと思います。

その他、⑤番、⑥番につきましては、研修会の開催予定等を掲載させていただきますので、また後ほどご覧いただければと思います。

以上ですけれども、よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から事務連絡をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

議案と一緒に同封しておりますが、農地利用最適化活動の進捗状況調査ということでお願いしてございます。四半期に一度提出する調査でございますが、提出期限、10月16日金曜日となっておりますので、忘れずによりしくお願いしたいと思います。

ただし、毎月出していただいております農業委員会の活動記録簿の裏側、裏面をしっかりと記入されている委員につきましては、もう出していただかなくても、それを見れば分かりますので、裏側さえしっかり書いている委員は、これ、出さなくても結構ですが、ちょっとあんまり裏側まで書いてないというような委員さんは、必ずこれ、出していただかないといけないもんですから、よろしく願いしたいと思います。

あと、最後、通り一遍のことになりますが、欠席委員の資料につきましては、地区でお持ち帰りいただきたいと。そして、会議の結果と併せておつなぎいただきますようお願いいたします。

書類を入れる封筒が必要な場合は、事務局にお声がけをお願いします。

農地法関係原本書類ですが、机の上にそのまま置いてお帰りいただきたいと思っております。

駐車場の無料化処理の関係もありますので、また事務局にお申し出ください。

私からは以上です。

議 長

その他、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。
以上で本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事運営にご協力いただきましたこと、ありがとうございます。
以上をもちまして議長を退任させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 6 番

議事録署名人 8 番
